

令和 5年 8月24日

福島県知事
内堀 雅雄 様

緊急要望書

福島県議会県民連合議員会
会長 瓜生 信一郎

A L P S 処理水対策について

政府は、東京電力福島第一原子力発電所のタンクに保管されているA L P S 処理水について、8月24日から海洋放出することを決定した。

これまで、漁業関係者をはじめ、各種団体や県内市町村議会において、海洋放出の基本方針の撤回や慎重な判断を求める意見が示される一方、復興の加速化に向け処分に前向きな意見も上がるなど、様々な意見が示されている。

国は、海洋放出に向けた理解醸成のため、様々な媒体を活用した広報等による情報発信を進めてきたが、県民、関係者の理解が深まったとは言い難い中での放出決定であり、風評・安全に対する懸念は依然として強く、国と東京電力の更なる丁寧な対応が求められる。特に本県の漁業は、原発事故前の水揚げ量や流通量への回復を目指し、懸命な取り組みを進めているところであり、今回の海洋放出開始決定は、風評被害が強く懸念される。また、風評被害は漁業のみならず、農林業や観光業等への波及も想定される。

もとより廃炉作業は、安全かつ着実に進められることが求められているが、A L P S 処理水の海洋放出は、風評を助長することが予想されることから、今回の決定により、新たな風評が発生することのないよう、また、本県の復興が妨げられることのないよう、国と東京電力は最後まで責任を持って取り組む必要がある。

処理水の海洋放出は完了まで数十年かかる。県においては、中・長期にわたり対策と監視を講じていくよう、会派として強く要望する。

【 要 望 事 項 】

- 1 廃炉の進展が期待される一方、風評・安全への懸念が根強いことから、本県がより主体的立場に立って、国等と連携して、科学的根拠に基づいた適切かつ的確な情報発信を行うとともに、県民が不安を感じることがないように、新たな風評への懸念を払拭するために必要な対策を講じること。

国民の理解浸透を図るため、国及び東京電力に対し、放出後も、積極的な説明と、県内及び全国での説明会等の開催を求めること。

国際社会の理解促進に向け、I A E A等の国際機関と連携し、科学的根拠に基づく正確で透明性の高い情報発信を強化するよう国に求めること。

- 2 水産物の販路拡大や買取支援のために措置した基金に関し、弾力的な運用により風評被害をくい止めることができるよう、国に求めること。

農林水産業・観光業等において風評被害が発生した場合には、実態に即し、迅速かつ的確に賠償するよう、国と東京電力に求めること。

- 3 A L P S 処理水の処分については、安全性の確保が大前提であり、県民の不安払拭のため、国に対し、浄化処理の確実な実施など安全性を確保するとともに、放出に係る設備の安全性の向上について東京電力を指導するなど、最後まで責任を持って対応するよう強く求めること。

海洋放出中に異常が確認された場合には、速やかに放出を停止するよう国と東京電力に求めること。

- 4 トリチウムの分離技術について、国と東京電力に対し、継続して研究開発に取り組むとともに、実用化に向け尽力するよう求めること。